

Prepared by:

William Hines, FSA, MAAA
Nick Kinrade, FFA, Aktuar SAV
Scott Mitchell, FFA, Aktuar SAV
Henny Verheugen, AAG

2010年9月



保険契約に関する IFRS公開草案について





目次	
A. 概要	2
B. 公開草案の範囲	3
C. IASB提案の主な特徴	4
将来のキャッシュフロー	4
契約の境界線	5
割引率	6
リスク調整	6
残余マージンおよび契約時における損益の取り扱い	7
短期契約の測定（保険料積立金）	7
アンバンドリング	8
再保険	8
ポートフォリオの移転または企業結合により取得した保険契約	8
D. 財務結果の表示および開示	10
財政状態計算書	10
包括利益計算書	10
その他の開示	11
E. IASBとFASBの主な違い	12
複合マージン	12
範囲	13
F. 移行時測定	14
G. 事業面の影響	15
収益のボラティティとソルベンシー	15
資産負債管理	15
商品設計とプライシング	16
システム、データ、処理	16
投資家へのコミュニケーション	17
H. 結論	18
別紙	19

A. 概要

2010年7月30日、国際会計基準審議会（IASB）はついに待望の「保険契約」に関する公開草案を公表しました。公開草案には、保険契約の認識、測定、表示、開示に関する提案が含まれています。公開草案の公表は、IASB保険プロジェクトのフェーズIIにおける重要なマイルストーンです。

2004年のIFRS4「保険契約」の公表により、保険契約会計において、より喫緊であるとIASBが考えている課題に対処して、保険プロジェクトのフェーズIが完了しました。しかし、保険会計に関する実務が異なったままであることから、会社間および地域間の比較可能性は、困難なままでした。そのため、2004年にIASBは本プロジェクトのフェーズIIに着手するとともに、保険契約特有の課題に対するフィードバックを提供するための保険ワーキング・グループを立ち上げました。2007年5月に公表されたIASBのディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」は、現行公開草案の提案において、多くの点でその基礎となっています。

2008年には、共通の基準を構築するため、米国財務会計基準審議会（FASB）がIASBのプロジェクトに加わりました。そのため公開草案に関する多くの決定は、FASBと共同で行われました。

2008年には、共通の基準を構築するため、米国財務会計基準審議会（FASB）がIASBのプロジェクトに加わりました。そのため公開草案に関する多くの決定は、FASBと共同で行われました。本紙後半では、IASBとFASBの間に残っている違いについて主要ポイントのいくつかを簡単に論じます。

公開草案は、2010年11月末までパブリックコメントを募集しています。その後IASBは、2011年半ばまでに新しい基準を確定させる予定です。FASBは、公開草案ではなくディスカッション・ペーパーを発行することを決定しており、2010年第3四半期の公表を予定しています。本稿執筆時点では、FASBのディスカッション・ペーパーはまだ公表されていません。

ここでは、公開草案に関する主要側面、およびその提案の主要な示唆のいくつかを見ていきます。

B. 公開草案の範囲

公開草案は、以下の3種類の契約に適用されます。

- 保険会社が発行した保険契約
- 保険会社が保有する再保険契約
- 裁量権のある有配当性を含む金融商品

保険（または再保険）契約は、引き続きIFRS4「保険契約」で「一方の当事者（保険会社）が他方当事者（保険契約者）より重要な保険リスクを引き受ける契約で、指定した不確実な将来の事象（保険事故）が保険契約者に不利益な影響を及ぼした場合に、保険契約者に補償することを約する契約」として規定されています。

公開草案の提案では、「投資契約」の評価は変わりません（すなわち、これらはIAS39またはIFRS9により評価します）。そのため、重要な保険リスクの定義は、会計処理の鍵であり続けます。保険リスクは、金融リスク以外で保険契約の保有者から保険会社に移転されるリスクのことです。このリスクは、契約保有者に以前から存在しているリスクであり、契約によって発生するものであってはなりません。不確実な将来の事象とは、その事象がいつ発生するか、または、その事象が発生した場合に保険会社が支払う金額のいずれかが契約開始時において不確実な事象です。

公開草案では、保険事故が保険会社に商業実態を伴ういずれかのシナリオにおいて多大な追加的な給付金の支払いをもたらす場合にのみ、この保険リスクが重要であると定義しています。この追加的な給付金は、期待現在価値のベースで評価されるため、50年後に所与の損失をもたらす保険事故は、保険契約には該当しないかもしれません。一方、同じ損失を同じ確率で引き起こす契約でありながら、5年後に支払が発生するものは、保険契約となるかもしれません。一度保険契約として区分されると、全ての権利および義務がなくなるまで保険契約として区分されます。

契約の区分は、契約単位で行われます。契約のグループとしては重要な保険リスクにはさらされていなくても、各契約個別に見ると重要な保険リスクを移転しているかもしれず、そうした契約は、保険として区分されます。現在価値ベースで見て保険会社に損失が発生するシナリオがない場合には、契約は重要な保険リスクを移転していません。

裁量権のある有配当性のある金融商品もまた、公開草案の対象範囲です（が、FASBは異なる見解を採択しています、セクションE参照）。裁量権のある有配当性を含む金融商品とは、保証給付金の補完として次の追加的な給付金を受け取る契約上の権利を有するものです。

- 全体の契約上の給付金のうち大きな部分になりそうであること。
- タイミングや金額については、保険会社に裁量があること。
- 契約上、特定のプールまたは保険契約種類の実績、あるいは、特定の資産プールに基づく運用リターンまたは特定のファンド、組織、会社の利益のいずれかに基づくこと。また、同じ保険契約、同じ資産プール、あるいは同じ会社、ファンド、その他組織の損益実績への契約上の類似の参加権を提供する保険契約が存在しなくてはならない。

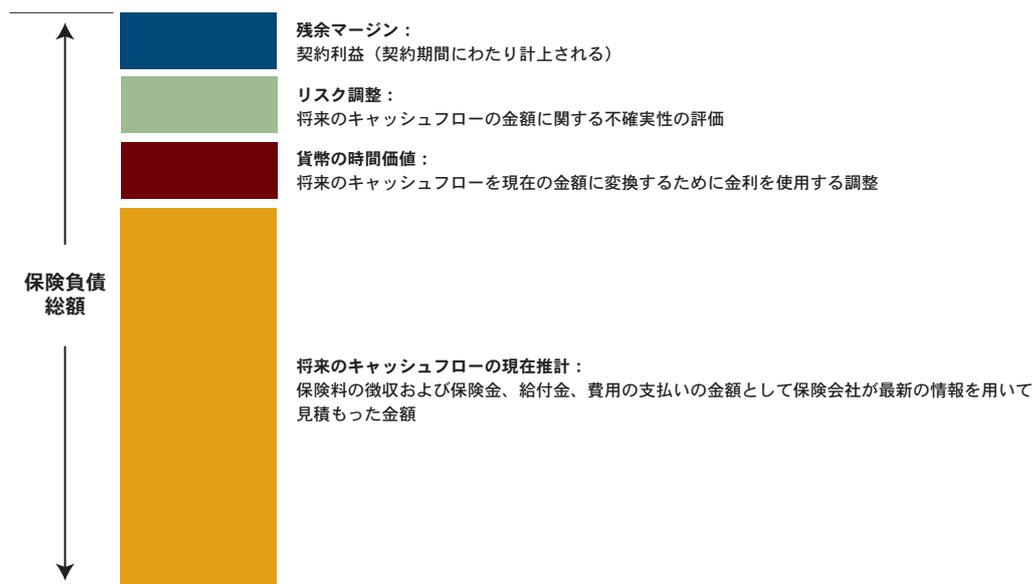
C. IASB提案の主な特徴

IASBは、公開草案で、保険契約の経済的意味を反映した原則ベースの会計基準を導入することを目指しています。

IASBは、公開草案で、保険契約の経済的意味を反映した原則ベースの会計基準を導入することを目指しています。公開草案で使用されているモデルは2つあり、リスク調整後の現在履行価値に基づく新しい測定モデルと、短期契約の保険事故発生前負債のための簡便モデルです。まずは、以下の4つの主要な「構成要素」から構成されている中心となる測定モデルに焦点を当てます（図1参照）。

1. 将来のキャッシュフローの現在推計
2. 貨幣の時間価値
3. リスク調整
4. 残余マージン

図1：
保険契約に対して提案された測定モデルの4つの構成要素



出典：Snapshot: Insurance Contracts, IASB, July 2010

提案された測定モデルは、最初の3つの構成要素を各評価日ごとに再測定することを求めています。残余マージンは再測定せず、保険期間にわたり償却します。

将来のキャッシュフロー

提案された保険契約の測定は、「現在履行価値」に基づいており、保険会社が保険契約を履行する際に発生する将来の確率加重したキャッシュフローを網羅します。この測定基準は、例えば「現在出口価値」とは異なり、いくつか興味深い意味があります。例えば、以下の項目があります。

- 一般管理費などの間接コストは、現在の履行価値による負債から明確に除外します。この測定には、測定対象の保険契約に直接関係するコストのみを含めます。

- 資産に対する投資リターン、再保険会社との支払いのやりとり、将来契約からのキャッシュフロー、非増分新契約費、法人税支払、一般管理費は、含まれないでしょう。これら項目のいくつかは、本紙後半のセクションで詳述します。

上述の通り、現在履行価値は、保険会社はその現在の債務を履行するために必要なキャッシュフローに基づきます。かつては、保険会社はその負債を移転するために支払う必要がある金額に基づいた現在出口価値という概念が検討されました。測定の変更は、移転されることがほとんどない負債の測定に対して、出口価値は不適切な手法であろうというフィードバックに基づいています。さらに、現在出口価値は、その保険会社自身ではなく市場の参加者に発生するキャッシュフローの推計が必要となり、あまり適切ではない情報を出すかもしれません。

市場要素に依存するキャッシュフローは、観察可能な市場価格と整合的に評価します。公開草案では、この整合性を満たす方法の一つとして、具体的に複製ポートフォリオ手法の使用について言及しています。

使用するキャッシュフローの推計には、全てのキャッシュフローを明示的に反映し、会社の見解も反映しなくてはなりません（すなわち会社固有）。これらについても確率加重しなくてはなりません。正しい市場整合的確率を反映するため、他の非対称性の特徴とともに、オプションおよび保証も確率論的シナリオを用いて評価すべきです。

有配当契約に関しては、公開草案は有配当性から発生する支払いも、契約上の他の期待キャッシュフローと同様に保険契約の測定に含むことを提案しています。

保険会社の不履行リスクは、期待キャッシュフローにも負債価値にも反映されません。

契約の境界線

議論の主要分野であり、また、バランスシートに大きな影響を与えうるものの一つが、複数期間平準払保険料の保険契約の境界に関するものです。公開草案では、保険契約の境界は、下記のいずれかの時点として提案しています。

- 保険会社が、今後給付を提供する必要がない
- 保険会社に、保険契約者のリスクを再評価する権利または実質的機能があり、その結果、当該リスクを完全に反映した価格が設定できること

この定義が異なる種類の契約に与える影響の例は掲載されていませんが、損害保険契約は1年契約であると考えます。さらに、多くのユニットリンク契約には再評価機能があるため、より短期の契約であると言え、将来の保険料が契約の境界範囲内に入らないことになります。

裁量権のある有配当性のある投資契約に対する契約の境界は、契約保有者が有配当性から発生する給付金を受け取る契約上の権利を保有しなくなった時点です。

特定の契約種類に関して、上述の契約の境界線に関する定義は現在ソルベンシーIIが提案する定義（QIS5の技術的仕様書で規定されている）と矛盾する可能性があり、それによりIFRSとソルベンシーIIのベストエスティメートの負債に大きな違いが発生する可能性があります。

議論の主要分野であり、また、バランスシートに大きな影響を与えうるものの一つが、複数期間平準払保険料の保険契約の境界に関するものです。

割引率

公開草案は、負債の流動性を調整した現在のリスクフリーの割引率を提案しています。これらの割引率は、投資リスク（保険契約者への支払いに影響するもの以外）、資産と負債のミスマッチ・リスク、一般的なオペレーショナル・リスクを反映すべきではありません。これは、保険契約者に対する義務のみの履行に対する全般的測定と整合的

です。上述の通り、キャッシュフローが元になる資産の実績に依存する場合、保険負債の測定にはこれを反映すべきとしています。資産に依存しない契約とは、そのキャッシュフローが資産の実績に左右されない契約です。

公開草案は、確率論的モデル内のエコノミック・シナリオの使用およびキャリブレーションについてほとんどガイダンスは示していませんが、モデリング手法は、負債の複雑性に照らして適切なものとすべきです。例えば、公開草案は、一部の負債について、非常に多くの詳細なシナリオなしに比較的単純なモデリングが可能であろうとしています。一方、元になるファクターが複雑で経済条件に非線形依存する負債の場合、洗練された確率論的アプローチが求められるとしています。必要に応じて、市場整合性を確実にするためリスクニュートラルな評価が適切といえるでしょう。

多くの損害保険会社にとっては、割引率の導入だけで保険負債測定における重大なステップとなります。より一般的には、(a) 適切なリスクフリーレート（国債やスワップなど）および (b) 適切な非流動性プレミアムの選択が、業界全体で活発に議論され続けている重要な2つの課題として挙げられます。しかし、IASBは、非流動性プレミアムの選択を負債の流動性の特徴に結びつけていることを記しておきます。これにより、負債の種類により規定された様々な水準の非流動性プレミアムがキャッシュフローに適用されるとする、ソルベンシーII QIS5が採択した現行手法とは異なる可能性があります。

より一般的に言うと、この部分こそが業界全体にわたり、特に、市場整合的評価のフレームワークにおけるQIS5の非流動性プレミアムの適用に関して、ソルベンシーIIに大きな混乱をきたし続けている部分です。新たな基準に関する堅固な経済評価フレームワークを維持するためには、この分野に関するIASBのあらゆる決定に慎重な検討が求められます。

観察可能なイールドカーブをより長期デュレーションかつ観察可能な期間内に補外する手法は、キャッシュフローの現在価値の測定にとって重要になります。公開草案は、本件に関して何の指示も追加情報も提供していません。

リスク調整

リスク調整は、最終的な履行キャッシュフローが予定キャッシュフローを超過するリスクに対する引当てを表します。これは、ソルベンシーIIにおけるリスクマージンと同様です。ソルベンシーIIと同様に、（市場価格に内在する暗示的リスクの引当てをダブルカウントしないよう）市場価格に基づく負債価値にはリスク調整は行いません。このリスク調整は片側のみで、見込みよりも低くなった履行キャッシュフローに対する引当てを含むことになるボラティリティに対するリスク調整とは異なり、不利な結果に対してのみ計上します。

公開草案は、リスク調整は、ポートフォリオレベルで測定すべきであると提案しており、異なる契約種類にわたる分散効果の反映を制限することになる可能性があります。

公開草案は、リスク調整は、ポートフォリオレベルで測定すべきであると提案しており、異なる契約種類にわたる分散効果の反映を制限することになる可能性があります。

リスク調整の測定に関して公開草案が提案する手法は、以下のいずれか一つに限定されています。

1. 信頼性水準（バリュアットリスクとしても知られる）

公開草案は、非対称の分布にはこれを用いるべきではないと述べています。

2. テイルバリュアットリスク（条件付テイル期待値としても知られる）

本手法は、分布のテイルに主眼を置き、保険契約における大部分のリスク分野を正しく反映します。公開草案は、条件付テイル期待値の水準を設定するには重大な判断が必要であると記していますが、それに関して何の補助材料も提供していません。

3. 資本コスト

公開草案は、本計算に使用する資本は分布のテイルほぼ全体を捉えるのに十分に高い水準でキャリブレーションしなくてはならないと記しています。この資本は、負債リスクのみをカバーするために必要な資本とすべきです。同様に、資本コスト率は、負債リスク以外の全てのリスクプレミアムを除外すべきです。本手法は、他の手法では明示的になっていない、時間の経過に伴う契約のリスクの特定のランオフを認めています。

これら手法が規定されているにも関わらず、リスク調整の測定には相当な判断が残されています。例えば、信頼性の目標水準も資本の水準も公開草案には規定されていません。上記手法のいずれにおいても使用する信頼性水準が開示されなくてはならないものの、これは会社間の比較可能性の欠如につながりうる明確な分野の一つです。

残余マージンおよび契約時における損益の取り扱い

残余マージンは、契約の残存期間にわたる適切な利益の発生を確実にするための仕組みです。保険契約開始時に保険会社が利益を認識しないよう、契約開始時点でキャリブレーションします。更に、増分新契約費は当初の負債測定の際に支払キャッシュフローとして含まれるため、これに対応して残余マージンは減少し、また、これらの経費が発生した時は損益計算書における影響が相殺されます。その他全ての新契約費は、発生時に費用として認識されます。このアプローチは、（増分新契約費のみに関して）繰り延べ新契約費として資産を計上することと本質的に同じです。

残余マージンは、下限ゼロとなるため、当初認識時のあらゆる損失が即座に損益計算書に認識されます。

上記は、以下のフォーミュラによる残余マージンの定義でまとめられます。

開始時残余マージン = Max (0, 将来の流入キャッシュフローの期待現在価値から給付金支払分を減算しリスク調整したもののから増分新契約費を減算したもの)

残余マージンは、適切な償却スケジュールに従い、契約期間にわたりリリースされます。償却は、原則として時間の経過に沿って行うべきですが、時間の経過による償却では将来の保険金請求パターンから著しく異なると考えられる場合には、将来の保険金発生パターンを反映すべきです。残余マージンの償却は、将来のキャッシュフローの推計が変わった場合でも、評価日ごとに調整すべきではありません。ただし、次のものは除きます。

- 残余マージンに係る金利収入
- 解約・失効に対する調整—残余マージンのうち当該報告期間における解約・失効契約に関する部分は除外すべき

有配当性のある投資契約の場合、残余マージンの償却には、提供される資産運用サービスを反映すべきです。そのため、償却は、時間の経過とは顕著に異なる場合、運用資産の公正価値に基づきます。

新しいIFRS基準の採択時に、残余マージンは移行日現在の保有契約には適用しません（後述のセクション「移行時の測定」参照）。これにより、実施日における負債の再測定に必要なデータが大幅に減少するという利点があります。

短期契約の測定（保険料積立金）

短期保険契約の保険事故発生前の負債について、簡便的測定が提案されています。これは、キャッシュフローの変動性に大きく影響するような組み込みオプションや保証がない限り、1年以下のデュレーションの契約に適用されます。

新しいIFRS基準の採択時に、残余マージンは移行日現在の保有契約には適用しません。

これらの契約の保険事故発生前の負債は、当初保険料プラス将来の期待保険料から増分新契約費を減じたものとして定義されます。この負債は、保険エクスポージャーを認識する方法で保障期間にわたり償却されます。これは、時間の経過（すなわち、定額償却）に基づくか、それと大きく異なる場合には保険金および給付金の期待されるタイミングに基づいています。さらに、保険事故発生前の負債には、金利が付利されます。

その他の関連キャッシュフロー（すなわち、支払備金）については、簡便化は認められておらず、履行キャッシュフローの現在価値として測定されます。

この修正方式は、負債十分性テストの対象で、各報告日に契約が「不利」かどうかを保険会社が決定します。不利な保険契約とは、保険事故発生前の負債が履行キャッシュフローの現在価値よりも少ない契約です。契約が不利である場合、保険事故発生前の負債と履行キャッシュフローの現在価値との差に対する追加の負債を認識しなくてはなりません。それに相当する損失は損益勘定に計上します。

アンバンドリング

保険契約には、基本の保障（これにより保険の定義を満たす）に加えて複数の異なる要素が含まれるかもしれません。これには一般的に投資要素とサービス要素が該当します。契約が保険として定義されない場合、これら保険以外の要素は他のIFRS基準の下で評価することになるでしょう。公開草案の提案では、その他要素が主たる保険要素と「密接に関係」していない場合には、こうした様々な要素を分離して評価しなくてはならないとしています。密接に関係の正確な意味は、公開草案では規定していませんが、分離すべき3つの主要要素について具体的に言及しています。

1. 明示的リターンがあり、かつ、その付与利率は元になる資産のプールに基づいたアカウントの残高を反映した投資要素で、運用成績全体が保険契約者に付与されるもの
2. 主たる契約から分離された組み込みデリバティブ
3. 保険給付とは関係のない財およびサービス

再保険

再保険契約は、公開草案の対象範囲であり、元受保険契約と類似の方法で取り扱われます。再保険契約における履行キャッシュフローの現在価値は、元になる契約を再保険契約の当初認識段階で再測定した上で、元になる契約に対応する履行キャッシュフローと同じ方法で推計すべきです。出再会社のバランスシートの測定では、再保険会社の不履行に対する調整が必要です。

出再コミッションは、再保険会社に対する出再保険料の減額として取り扱います。

再保険資産は、バランスシートの資産側に別途表示し、保険負債の総額との相殺はしません。

ポートフォリオの移転または企業結合により取得した保険契約

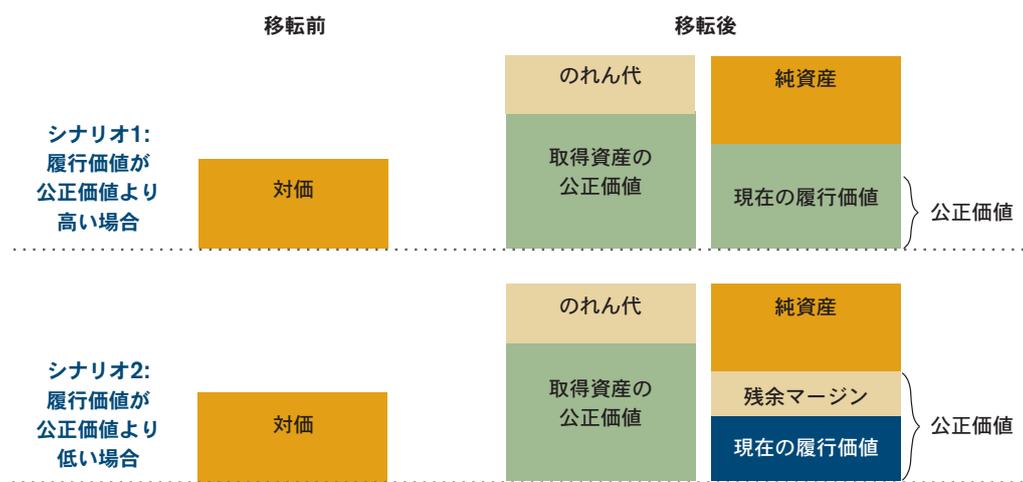
企業結合における取得契約の取り扱いに関する提案は、現在のIFRS3「企業結合」と異なります。IFRS3のアプローチは、取得した資産および負債を公正価値で測定するものです。対照的に、公開草案では、保険負債を履行キャッシュフローの現在価値と公正価値の高い方で測定することを提案しています。公正価値の方が高い場合には、公正価値と履行キャッシュフローの現在価値の差額に等しい残余マージンが設定されます。逆に公正価値の方が低い場合には、その差はのれん代として認識されます。

同様に、ポートフォリオの移転により取得した契約は、履行キャッシュフローの現在価値と保険負債に対して受領した対価の高い方で測定します。公正価値の方が高い場合、その差に対して残余マージンが設定されます。逆に公正価

公開草案の提案では、その他要素が主たる保険要素と「密接に関係」していない場合には、こうした様々な要素を分離して評価しなくてはならないとしています。

値の方が低い場合には、図2に示したようにその差は損益として即座に認識されます。そのため、取得した契約は、その会社が引き受けた契約を契約開始時に測定した場合と同様に扱われるよう提案しています。

図2:
ポートフォリオ移転シナリオ



D. 財務結果の表示および開示

財政状態計算書

財政状態計算書（バランスシート）について、主に以下の要件が提案されています。

- ユニットリンク商品の資産および負債は、それ以外の商品の資産および保険負債とは区別して表示しなくてはならない。
- 再保険の資産および総保険負債は、分離して表示しなくてはならず、相互に相殺してはならない。

包括利益計算書

包括利益計算書（収支報告書）について、主に以下の要件が提案されています。

- 保険に関する全ての収入および支出を表示しなくてはならない。
- 再保険のキャッシュフローは、グロスの保険キャッシュフローに対して相殺してはならない。
- ユニットリンク契約に関する項目は、それ以外の契約とは区別して表示しなくてはならない。

提案された負債測定アプローチは、公正価値で測定される資産との会計上のミスマッチの多くを取り除く一方、IFRS9「金融商品」では、保険会社が特定の資産を償却原価で測定することを認めており、提案された保険負債の測定との会計上のミスマッチが発生する可能性があります。この問題を防ぐため、新しい保険会計基準への移行に当たり、保険会社は損益計算書を通して償却原価から公正価値への資産の再区分が認められます。

最低でも、損益計算書には以下の項目を表示することとしています。

リスク調整の変化
残余マージンのリリース
保険引受マージン

ポートフォリオ移転により取得した契約による損失
再保険契約による利益
保険契約の初期認識時の損失
初期認識時の損益

非増分新契約費

期待キャッシュフローと実績の違い
キャッシュフロー推計の変化および割引率の変更
再保険資産による減損
経験調整および推計の変化

保険負債に対する利息

新しい保険会計基準への移行に当たり、保険会社は損益計算書を通して償却原価から公正価値への資産の再区分が認められます。

この「マージンに基づく」アプローチとは、保険料および支払保険金は、それぞれ受領した預入金・預入金の返済として計上され、財政状態計算書に直接計上されます。しかし、簡便的測定モデルで取り扱われる契約については、より伝統的な表示が必要です。最低でも包括利益の表示には以下の項目が必要です。

保険料収入、すなわち、保険事故発生前の負債のリリース
発生保険金
発生経費
増分新契約費の償却
保険引受マージン

不利な契約の追加負債の変化

その他の開示

財務諸表に加えて、公開草案では計算書で認識した保険契約によるリスクの金額、性質、範囲の開示を求めています。具体的には、計算書で認識された金額に関する以下の情報開示です。

- 資産、負債、リスク調整、残余マージン、再保険資産などの項目の勘定残高の期始から期末までの変動要因分析
- 測定に用いられた手法および前提条件

保険契約に関するリスクの開示として、少なくとも以下の項目が含まれます。

- リスクへのエクスポージャーとその発生方法、および当該報告期間におけるその変化
- リスク管理の対象、方針、手順および当該期間における変更
- 保険会社の事業の対象となる規制の枠組みに関する情報とその影響
- 保険リスクファクターの感応度分析
- 再保険会社に対するエクスポージャーおよびその信用度に関する情報
- 満期分析とともに、流動性リスクの管理方法の記載
- 市場リスクファクターの感応度分析

財務諸表に加えて、公開草案では計算書で認識した保険契約によるリスクの金額、性質、範囲の開示を求めています。

E. IASBとFASBの主な違い

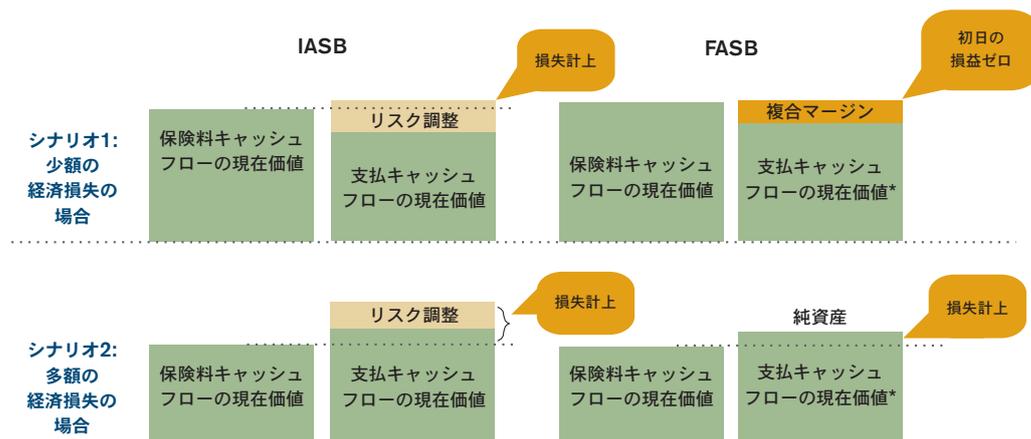
いくつかの主要分野において、FASBとIASBの提案は異なります。最も顕著なものとして、IASBはリスク調整と残余マーヅンを分離する一方、FASBは単一の複合マーヅンを提案していることが挙げられます（以下参照）。2010年6月に行われたIASBとFASB合同の審議会の会合によると、FASBの提案がIASBの提案とは異なる複数の主要分野があります。これらの点に関する現在のFASBのポジションをより明確にするFASBのディスカッション・ペーパーの公表が待たれます。とはいえ、IASBの公開草案では、IASBとFASBの提案における違いを別紙に載せています。主な違いは、対象と測定に関するもので、以下の事項です。

複合マーヅン

IASBではリスク調整と残余マーヅンを分離している一方、FASBは単一の複合マーヅンを提案しています。FASBは、複合マーヅンは保険期間および保険金支払の取扱期間の両方にわたりリリースされることを提案しています。開始時点では、IASBの提案もFASBの提案も保険契約者から受領できる対価に対してキャリブレーションしますが、以下の理由により、IASBの提案と比べて、契約期間にわたって見込まれる利益の発生が異なります。

- 複合マーヅンは、リスク調整の場合と同様に、リスクおよび不確実性の価格変動を反映させるための各報告日の再測定はしません。
- 複合マーヅンからの金利は発生しません。これは、簡便性という観点、およびFASBはこのマーヅンを義務の一要素というよりは繰延資産と捉えているためです。
- 複合マーヅンは、保険期間および保険金支払の取扱期間にわたり、リスク減少のパターン概算を用いて償却されます。
- リスク調整があるため、2つの提案における初日の損失の取扱いが異なる可能性があります。特に、IASBの測定モデルは、初日の損失発生の可能性が高くなりそうです。

図3:
IASB提案およびFASB提案の報告初日の損益の差の可能性



範囲

公開草案にあるIASBの対象範囲には、有配当の投資契約も含まれます。「結論に至った根拠」では、以下の理由を挙げています。

- 有配当の保険契約および有配当の投資契約は、同じ元になる資産のプールにリンクしていることが多く、どちらの契約に対しても同じ会計方法を用いることが会計作業を簡潔にし、会計利用という点でより適切な情報を作成することになります。
- 有配当の投資契約には、長期の満期、平準払いの保険料、高い新契約費など、他の保険契約と類似した特徴があります。
- 複雑かつ独立したオプションおよび保証を有することが多い契約の分離は、契約を全体として忠実に表してはいないでしょう。そのため、会計の有用性を引き下げ、その作成に掛かるコストと時間を増やすでしょう。

しかし、FASBはこうした論点が金融商品に対する基準の適用範囲の例外を作ることに充分であるとは考えていません。そのため、提案された保険基準の対象範囲として裁量権のある有配当性のある金融商品は含まれていないでしょう。

公開草案にあるIASBの対象範囲には、有配当の投資契約も含まれます。しかし、FASBはこうした論点が金融商品に対する基準の適用範囲の例外を作ることに充分であるとは考えていません。

F. 移行時測定

新たな基準への移行日において、明示的に保険契約の負債から残余マーヅンを除くことが提案されています。

新たな基準への移行日において、明示的に保険契約の負債から残余マーヅンを除くことが提案されています。また、あらゆる既存の繰り延べ新契約費の残高も除外すべきとされています。既存の負債と新規負債の差は、内部留保に関する調整を表しますが、損益計算書上は認識されません。

前述の通り、特定の金融資産を現在償却原価として計上している会社は、新たに提案された基準で保険負債を測定した結果発生する会計上のミスマッチを避けるため、損益計算書を通して公正価値でその資産を再計上することが認められます。

G. 事業面の影響

新しい基準を実施することは、会社にとっては課題となります。公開草案の提案には、純粋なコンプライアンスの実務よりも広い意味があります。現実的な報告（すなわち、主観的で慎重な法制ベースではなくベスト・エスティメイトの事業の前提条件および市場整合的な経済前提条件に基づく報告）およびリスクベース・キャピタルの測定の導入は、多くの国の保険業界の考え方における大きな変化を意味します。IFRSフェーズIIおよびソルベンシーIIの影響は、保険会社が今後保険事業を行っていく上で非常に大きな影響を及ぼします。市場整合的なエンベディッド・バリューを採用している生命保険会社は、考え方における変化のいくつかを既に享受しています。しかし、新しい要件は、今や全ての会社が新しい報告・ソルベンシーの枠組みの下で重大な事業へのかかわりに直面することを意味します。うまく準備を進めている会社は、多くの事業機会に恵まれて資本力を高めるいいポジションにいるでしょう。本セクションでは、主要な事業側面について検討していきます。

IFRSフェーズIIおよびソルベンシーIIの影響は、保険会社が今後保険事業を行っていく上で非常に大きな影響を及ぼします。

収益のボラティリティーとソルベンシー

IFRSとしての新しい提案は、保険会社の財務諸表にボラティリティーの増加をもたらす可能性が高く、その規模は個別の会社の具体的なリスクの状態に大きく依存します。さらに、ソルベンシーIIIは、会社のソルベンシーの状態にもボラティリティーをもたらします。

ボラティリティーの一部は会計（資産価値が資産利回りの変化に反応する一方、負債はリスクフリー利回りの変化に反応）による変動ですが、ボラティリティーの大部分は会計よりも経済を理由として変動することを記しておきます。これは、多くの会社が新しい提案による負債会計によりうまく合わせるため、保有する資産を公正価値で測定することを選ぶと考えているためです。そのため、ボラティリティーは、事業に内在するリスクを反映します。こうした財務報告上のボラティリティーを管理する上で、良好なリスク管理は重要な検討事項です。以下にリスク管理の主要な側面のいくつかについて論じていきます。

さらに、負債評価に用いられたベスト・エスティメイトの前提条件とそれらの実績との違いにより、ボラティリティーが損益計算書上大きくなる可能性が高いです。かつては、多くの会計基準の下で、保険負債は保守的な基準で評価されていたため、時間の経過とともにその安全割増をリリースしていました。しかし、ベスト・エスティメイトの評価となり、実績はベスト・エスティメイトよりも良いか悪いかのいずれかになります。同様に、事業面の前提条件の変更は、対応する資産価値の変更なしに負債評価の大きな変化につながるため、損益計算書上のボラティリティーをもたらします。

資産負債管理

会社のリスクの状態を左右する主な要因の一つ、つまり、新たな制度における収益およびソルベンシーのボラティリティーは、会社の資産負債管理（ALM）実務に関係します。特に、生命保険会社のように典型的に市場リスクに対するエクスポージャーの高い会社に当てはまります。ALMリスクは、資産および負債の価値が経済状態の変化に対して異なる反応をすることに起因します。ALMミスマッチ・リスクを減少させることが、全体のリスクを削減するために重要です。しかし、会社は株主リターンに注目し、所与のリスクの下でリターンを最大化することに主眼を置いていることに注意すべきです。このリスクの最適化は、異なる種類のリスクを支えるために保有資本を効果的に配分するというリスク予算化実務につながるが多々あります。

より洗練されたALMの手法の策定と管理は、今後業界にとって重要な分野であると考えています。金融危機を通して、適切なALMヘッジ戦略を採用していた会社は、そのようなALM戦略を持たなかった会社よりもはるかに良好に市場の混乱を持ちこたえたことが、業界の調査からも明らかでした。この証拠からも、特に生命保険会社など長期負債を保有する場合は、洗練されたALM実務が、より堅固なバランスシートにつながっていくでしょう。

商品設計とプライシング

新しい制度では、新商品に関するリスクの水準を引き下げ、少なくとも管理するということに対して明らかなインセンティブがあります。そして、それらのリスクに対して適切に価格設定をすることも重要です。そのため、会社は、商品の業績を最適化するため、商品の特徴とそのリスクをしっかりと把握しなくてはならないでしょう。例えば、以下の分野では、堅固な商品設計とプライシングを通して、徹底した分析と管理が重要になります。

- 金融オプションおよび保証
- 動的保険契約者行動（すなわち、金融危機の間の解約が増加するなど、保険契約者が外部状況の変化に反応する度合い）
- 動的経営施策（例えば、危機の間生命保険商品の配当率引き下げ）とそれに対する動的保険契約者行動
- 将来の裁量権のある給付によるリスク軽減効果、およびそれをどのように様々な商品の資本効率および損失吸収力の向上に生かすか

新しい報告制度のプレッシャーにより良く対応した新世代の保険商品が、ますます多く設計され、投入されてきています。こうした新商品の投入は、会社にとって早期参入による競合上の優位を得る機会を意味します。

新商品が投入されたとしても、保険業界にとってより伝統的な保険商品の重要性は継続することを改めて強調しておきます。特に、有配当の生命保険は、生命保険業界の主要な契約種類であり続けると考えています。しかしながら、こうした商品に内在する経済リスクを軽減させると同時に資本効率を向上させるための緩やかな進展もあると考えています。

経済およびリスクの観点からのこうした判断にもかかわらず、商品設計の成功の可否には、販売上の魅力や法制要件が欠かせないことを心に留めておいてください。

システム、データ、処理

新しい報告要件の導入は、会社にとって重大なシステムやデータの問題を提示する可能性があります。洗練された評価、予測、そして報告ツールの開発が多くの会社で必要となります。

ベスト・エスティメイトの前提条件の設定に関連するデータの問題は、財務諸表の作成以前に解決すべき重要な問題です。

限られた時間の中でより高い頻度で最新の情報・データを用いて報告できるようにするためには、自動化されたプロセスを用いた効率的な情報のやりとりも、ますます重要になってきています。しかし、ほとんどの会社では、収入保険料が主要業績指標であり、これはマージンベースの損益計算書には反映されません。そのため、新しい損益計算書や関連基準に慣れるためには、組織の変革が必要となるでしょう。さらに、元になるデータソースにIFRS固有の数々の変更が必要になります。例えば、残余マージンの有り無しの契約が混在することになり、契約や損益計算書の要素に目印をつける必要があるでしょう。

技術的準備金はMG-ALFA®などのツールを用いて計算することになるでしょう。こうしたツールの設計、構築、テスト、運用には、厳密な手順を要します。これは、非経済・経済の前提条件の決定にも当てはまります。担当者も経営陣も、こうした新しい測定のメカニズムを学んで理解し、そして、新しい情報と報告を前提とした事業を行う最良の方法を決定していく必要があります。

有配当の生命保険は、生命保険業界の主要な契約種類であり続けると考えています。しかしながら、こうした商品に内在する経済リスクを軽減させると同時に資本効率を向上させるための緩やかな進展もあると考えています。

公開草案におけるIFRSの要件・測定、FASBの基準、ソルベンシーII、その他の会計基準には複数の違いがあります。IFRSフェーズIIが適用されるほとんどの会社では、二本立ての会計が必要になります。その結果、システムとプロセスに関して、以下の懸念事項が考えられます。

- 財務およびリスクの報告プロセスの複雑化
- 相反するまたは次善の意思決定プロセス
- 会社価値およびその業績に会社自身の見解を持つことになるかもしれません。そのため当面の間、会社はエンベディッド・バリューの報告を継続することになりそうです。

投資家へのコミュニケーション

今回の新しい提案は、保険業界の報告に関する考え方における大きな転換を意味しています。そのため、投資家に対して、おそらく教育までも含め、新たな報告制度で適切にコミュニケーションを行うことが保険業界にとって重要になってきます。もちろん、投資家とのコミュニケーションには高いレベルでの自社に関する知識・理解を有することが大前提となります。そのためにも、数理、財務、リスク管理のチームで横断的に知識を共有することが、金融市場で成功裏に受け入れてもらうためには不可欠となります。

今回の新しい提案は、保険業界の報告に関する考え方における大きな転換を意味しています。そのため、投資家に対して、おそらく教育までも含め、新たな報告制度で適切にコミュニケーションを行うことが保険業界にとって重要になってきます。

H. 結論

公開草案の公表は、保険契約の新たな会計基準に向けて重要なステップです。しかし、明らかに、今回の提案をIASBおよびFASB両者の目標を満たす完全な基準に仕上げるためには、特定の主要分野での追加作業が残っています。

保険会社は、今回の提案を成功裏に実装し、投資家の間で好意的に受け入れられるための経営努力が求められます。

保険会社は、今回の提案を成功裏に実装し、投資家の間で好意的に受け入れられるための経営努力が求められます。それはまた、会社にとって、ALM戦略や商品設計・価格設定の面での改善を通して、競合上の優位性を得る機会でもあります。経営のあらゆる側面に影響を及ぼすでしょう。

別紙

謝意

本レポートは、ミリマンの世界中のオフィスの多くのコンサルタントの多大な努力無しには結実しませんでした。特にレポートの作成に当たっては、以下の方々への謝意を表したいと思います。

Matthew Cocke
Nigel Knowles
Ed Morgan

また、本プロジェクトのサポートおよび指導に関し、Steve Conwillに謝意を表します。

出典

1. Exposure Draft ED/2010/8, Insurance Contracts (July 2010).
2. Basis for conclusions, Exposure Draft ED/2010/8, Insurance Contracts (July 2010).
3. Snapshot: Insurance contracts (July 2010).
4. IASB/FASB Board Meeting Insurance Contracts, Agenda Papers 2A-2G (June 2010).
5. Mitchell, S. & Cocke, M. (7 July 2010). Update on developments in IFRS for insurance. European Consultant's Forum.
6. Mitchell, S. (June 2010). The impact of realistic reporting & risk-based capital requirements on life product design. Presented to the Polish Society of Actuaries.
7. Sun, P. (July 2009). The VA industry: An analysis of recent activities.

問い合わせ先

本レポートに関する詳細は、以下の著者またはお近くのミリマンオフィスの担当者までお問い合わせください。

William Hines
william.hines@milliman.com
289 Edgewater Drive
Wakefield, MA 01880
USA

+1 781 213 6228

Scott Mitchell
scott.mitchell@milliman.com
Lavaterstrasse 65
CH-8002 Zurich
Switzerland

+41 44 287 8062

Nick Kinrade
nick.kinrade@milliman.com
Lavaterstrasse 65
CH-8002 Zurich
Switzerland

+41 44 287 9074

Henny Verheugen
henny.verheugen@milliman.com
Baarnsche Dijk 12c
3741 LS Baarn
Netherlands

+31 6 101 49938

**AMSTERDAM**

De Entree 95 (Toren A)
1101 BH Amsterdam
Netherlands

(+) 31 20 3420 680

BOSTON

289 Edgewater Drive
Wakefield, MA 01880-6215
USA

+1 781 213 6200

BUCHAREST

6 Monetariei Street, Entrance C
2nd Floor, Apt. 12B, Sector 1
Bucharest 011216
Romania

+40 314 326 526

DUBLIN

Verschoyle House
28/30 Lower Mount Street
Dublin 2
Ireland

+353 1 647 5900

HONG KONG

Unit 3904, 39th Floor
AIA Tower
183 Electric Road, North Point
Hong Kong

+852 2147 9678

LONDON

11 Old Jewry, Third Floor
London EC2R 8DU
UK

+44 20 7847 1500

MADRID

Edificio Centro 23
Paseo de la Castellana, 91 P. 14
28046 Madrid
Spain

+34 91 598 4077

MILAN

Corso Europa, 5
20122 Milan
Italy

+39 02 76 260 521

MUNICH

Altheimer Eck 2
80331 Munich
Germany

+49 89 1271087 0

PARIS

3ème étage
64 rue Pierre Charron
75008 Paris
France

+33 1 42 99 15 60

TOKYO

Urbannet Kojimachi Building 8F
1-6-2 Kojimachi
Chiyoda-ku
Tokyo 102-0083
Japan

+81 3 5211 7031

WARSAW

Al. Jerozolimskie 65/79, 16th floor
00-697 Warsaw
Poland

+48 22 630 62 00

ZÜRICH

Lavaterstrasse 65
CH-8002 Zürich
Switzerland

+41 44 287 8062

ミリマンは、金融機関、政府機関、組合組織など、あらゆる組織のニーズにお応えしています。1947年にミリマン・アンド・ロバートソンとしてシアトル（米国）に設立され、現在は米国および海外の52の主要都市にオフィスを構え、1100名以上の有資格のコンサルタントおよびアクチュアリーを含む2400名以上の職員が働いています。ミリマンは、健康保険、従業員福利厚生、生命保険・金融サービス、損害保険の各分野でコンサルティング・サービスを提供しております。ホームページでは、より詳しい情報を提供していますのでぜひご参照ください。

本レポートに関する詳細は、以下の著者またはお近くのミリマンオフィスの担当者までお問い合わせください。

William Hines

william.hines@milliman.com

+1 781 213 6228

Nick Kinrade

nick.kinrade@milliman.com

+41 44 287 9074

Scott Mitchell

scott.mitchell@milliman.com

+41 44 287 8062

Henny Verheugen

henny.verheugen@milliman.com

+31 6 101 49938

milliman.com